

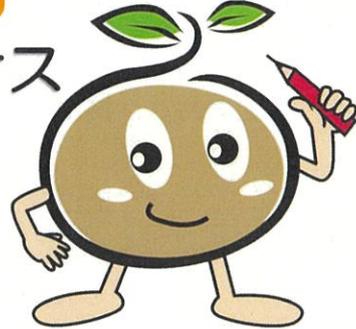
各町会・自治会長様、町会・自治会加入の皆さまへ

農林業センサス実施期間中（令和7年1月～2月）、調査員が皆さまの地域を巡回します。本調査は、国が行う統計調査であり、調査員は必ず顔写真付きの調査員証を身に着けていますので、あらかじめご承知おきください。

※調査対象の方（農家、林家や農地所有者（非耕作者含む）等）以外のお宅に訪問することはありません。

いま
農林業の現在を知る大規模調査

2025年農林業センサス
を実施します。



農林業センサス マスコットキャラクター「つっちー」

令和7年2月1日を基準日に、「2025年農林業センサス」が実施されます。この調査は、我が国における農林業に関する全数調査として、農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に5年ごとに調査を実施しております。ご協力をお願いいたします。

全国で実施する調査です

農林業センサスは、国が実施する調査で、千葉県から任命された調査員が、農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人の皆様の元へ伺い、聞き取り調査や調査票の配布・回収を行う調査です。

調査の時期やよくある質問については裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】

〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1
市原市役所 企画部 総計計画推進課 政策マーケティング室
電話：0436-23-9864 担当：今永・山口

調査の時期

時期（めやす）	内容
令和7年 1月上旬 ～2月上旬	調査員が、農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人の皆様の元へ伺い、聞き取り調査を行います。 聞き取り調査の結果、特定の条件（※）に該当した場合に調査票を配布します。 <small>※経営耕地面積が30a以上、1年間の農産物販売金額が50万円以上など。</small>
2月上旬 ～2月下旬	調査員が配布した調査票を回収します。 （オンライン回答も可能です）

よくある質問

Q1 この調査はどのようなことを調べていますか？

A1 経営耕地面積、農作物の作付面積、家畜の飼養状況、農産物の販売金額、農作業受託の状況、保有山林面積、林産物の販売金額などを調べています。

Q2 調査の結果はどのように利用されるのですか？

A2 様々な農林行政施策を企画立案するための指標として活用されているほか、地方交付税の算定基礎や各種統計調査の母集団名簿に利用されています。

Q3 どうしても答えなければならないのでしょうか？

A3 調査にご回答いただけないと、農林業センサスの調査結果を利用して立案・実施されている様々な政策や将来計画の方向を誤ったり、行政の公平性が失われる可能性があります。皆様からの正確な回答が必要ですので、ご協力をお願いいたします。

Q4 プライバシーは保護されるのでしょうか？

A4 統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられ、いただいた回答は外部に出されることは一切ありませんので、ご安心ください。